

【健康医療部】

No.	用語	解説
*1	地域医療構想	<p>一般病床及び療養病床について、病床の機能区分（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとの将来の医療需要と病床数の必要量と在宅医療等の将来の医療需要を推計し、2025年のあるべき医療体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策の方向を示すもの。</p> <p>（参考 URL） http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/7osakahuiryokeikaku.html</p>
*2	外来医療計画	<p>外来医療提供体制の分析・見える化を行い、外来医療に係る施策の方向を示すもの。</p>
*3	病床機能報告	<p>一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所が、毎年度、自機関の医療機能の現状（施設・設備、人員配置、治療実績等）、病床が担う医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）について、病床単位で都道府県に対し行う報告（医療法第30条の13）。</p>
*4	医療圏	<p>地域の実情に応じた医療を提供する体制を確保するために、都道府県が設定する地域単位。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次医療圏(市町村):診療所への外来診療や訪問診療といった身近な医療を提供する単位 ・ 二次医療圏(複数の市町村等):主に病院等への入院に関する医療を提供する単位 ・ 三次医療圏(都道府県):大学病院などにより、先端的な技術や高度な医療機器等を利用する特別な医療を提供する単位。
*5	地域医療構想調整会議（大阪府保健医療協議会）	<p>都道府県が、診療に関する学識経験者の団体、医療関係者、医療保険者等関係者と、連携を図りつつ、構想達成を推進するために必要な事項につき協議を行う会議体（医療法第30条の14）。府では、二次医療圏毎に設置の大阪府保健医療協議会が地域医療構想調整会議を兼ねている。</p>
*6	医師確保計画	<p>医療計画の中に策定するもので、全国ベースで三次医療圏及び二次医療圏ごとの医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価した「医師偏在指標」に基づいて、三次医療圏間及び二次医療圏間の偏在是正による医師確保対策等を記載した計画。</p>

No.	用語	解説
*7	地域医療介護総合確保基金	団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年（令和 7 年）に向けて、医療・介護サービスの提供体制を改革するため、医療介護総合確保促進法に基づき各都道府県で計画を策定し、消費税増収分を財源として設置した基金。
*8	地域医療確保修学・研修資金貸付事業	府内の救急や周産期医療等に従事しようとする者に対して、修学や研修に必要な資金を貸与している。一定の条件を満たせば、返還が免除される。定員数（大阪市立大学 5 名、近畿大学 3 名、大阪医科大学 2 名、関西医科大学 5 名）
*9	地域医療支援センター運営事業	地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながら、地域や診療科間のバランスのとれた医師確保を推進する拠点。
*10	医療勤務環境改善支援センター	医師・看護師等の医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートする拠点。平成 26 年 6 月の医療法改正により、都道府県での設置が義務付けられ、大阪府では平成 27 年 1 月に開設。
*11	大阪府医療計画	大阪府での医療提供体制の確保を図るための計画。 第 7 次大阪府医療計画では、可能な限り府民の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる社会の実現をめざす、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護等と連携した医療体制の充実を、基本的方向性としている。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/iryoku/keikaku/7osakahuiyokeikaku.html
*12	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、日常生活の場において包括的に支援・サービスを提供する体制。 (住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供)
*13	在宅患者調剤加算	在宅業務に必要な体制が整備され、実績が一定以上ある薬局が、在宅患者に対して調剤を実施した際に調剤報酬として加算できるもの。

No.	用語	解説
*14	在宅医療・介護連携推進事業	<p>在宅医療・介護連携の推進のために、市町村が、介護保険法の地域支援事業に規定された以下の（ア）～（ク）の8つの取組みについて、全ての市町村で全ての項目を実施することになっている。</p> <p>（ア）地域の医療・介護の資源の把握</p> <p>（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</p> <p>（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進</p> <p>（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <p>（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援</p> <p>（カ）医療・介護関係者の研修</p> <p>（キ）地域住民への普及啓発</p> <p>（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p>
*15	死亡時画像診断(CT)	<p>画像診断機器を用いた死因究明方法であり、御遺体を傷つけることなく（解剖することなく）、死因診断を行うもの。御遺体をCT（コンピューター断層撮影）で撮影・読影することで、体表のみでは分からない御遺体内部の情報が得られることから、解剖の要否の判断や死因究明の精度の向上につながる。</p>
*16	難病診療連携拠点病院	<p>『『難病の医療提供体制の在り方について（報告書）』のとりまとめについて』（平成28年10月21日付厚生労働省事務連絡）では、診断・相談機能、教育機能、情報収集機能を有し、都道府県における難病診療連携の拠点となる病院を、“難病診療連携拠点病院”として指定することが示されている。</p>
*17	移行期医療支援センター	<p>小児期から成人期への移行期にある慢性疾患児等について、移行期医療の各関係機関の調整や患者自律（自立）支援など、移行期医療を総合的に支援する機能を有する機関。都道府県で1つ以上確保することとされている。</p>
*18	慢性疾患児童	<p>児童福祉法の理念に基づく慢性疾患や身体障がいをもつ児。</p>

No.	用語	解説
*19	大阪府健康づくり推進条例	<p>府民の健康づくりの推進に向けて、多様な主体の連携・協働による“オール大阪体制”のもと、健康づくりの気運醸成を図り、府民一人ひとりが健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、「大阪府健康づくり推進条例」を制定。（公布・施行日 平成 30 年 10 月 30 日）</p> <p>（参考 URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kenkozukurijourei/index.html</p>
*20	大阪府受動喫煙防止条例	<p>受動喫煙による府民等の健康への悪影響を未然に防止し、府民等の健康で快適な生活を実現するため、受動喫煙の防止にかかる措置について定めた「大阪府受動喫煙防止条例」を制定。</p> <p><公布日> 平成 30 年 3 月 20 日</p> <p><施行日> 令和元年 7 月 1 日（府、府民等、多数の者が集まる施設の管理権原者の責務等を定める） 令和 2 年 4 月 1 日（学校、病院等は、敷地内に屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない） 令和 4 年 4 月 1 日（従業員が勤務する飲食店は、喫煙可能室を設けないよう努めなければならない） 令和 7 年 4 月 1 日（客席面積 30 m²以上の飲食店では、喫煙専用室等以外の場所での喫煙を禁止）</p> <p>（参考 URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuuen/index.html</p>

No.	用語	解説
*21	健康づくり関連 4 計画	<p>平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間を計画期間とする健康づくり関連 4 計画（第 3 次大阪府健康増進計画、第 3 次大阪府食育推進計画、第 2 次大阪府歯科口腔保健計画、第 3 期大阪府がん対策推進計画）を策定。「全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を共通理念として掲げ、府民の健康寿命の延伸・市町村間の健康格差の縮小に向けて多様な主体と連携しながら総合的・効果的な健康づくり施策を進める。</p> <p>【健康づくり関連 4 計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府健康増進計画（健康増進法第 8 条第 1 項に基づき、大阪府が住民の健康増進の推進に関する施策について定めた基本的な計画。） （参考 URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/dai3ji_kenzokeikaku/index.html ・大阪府食育推進計画（食育基本法第 17 条に基づき、府域内における食育の推進に関する施策について定めた計画。） （参考 URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/syokuiku/syokuikukeikaku3.html ・大阪府歯科口腔保健計画（歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条に基づき、大阪府が歯科口腔保健の施策の総合的な実施のための基本的事項を定めた計画。） （参考 URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/hanokenkou/shikakeikaku2.html ・大阪府がん対策推進計画（がん対策基本法第 12 条に基づき、大阪府におけるがん対策の推進に関する施策を定めた計画。） （参考 URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/keikaku/index.html
*22	受動喫煙	人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。

No.	用語	解説
*23	第3期大阪府医療費適正化計画	大阪府における医療費適正化（医療に要する費用の適正化）を推進するための計画で、高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づき府が定めた計画。平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間とする。
*24	大阪府国民健康保険運営方針	大阪府が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに府内市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、大阪府及び府内市町村の国民健康保険事業の運営に関して、大阪府が定める方針。平成30～令和3年度の同方針は、市町村への意見聴取、大阪府国民健康保険運営協議会への諮問・答申を経て、平成29年12月に策定している。
*25	「健活10」〈ケンカツ テン〉	生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向け、府民に取り組んでいただきたい「10の健康づくり活動」のこと。親しみやすい動画やホームページ等を通じて普及啓発を実施している。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kenkatsu10/index.html
*26	健康キャンパス・プロジェクト	大学を中心とした健康キャンパスづくりのモデルを構築し、学内等の気運醸成を図ることで、学生、若い世代等における健康への関心を高めるとともに、生活習慣の改善へつなげ、生涯にわたる健康づくりに向けた意識を醸成することを目的とする取り組み。
*27	健康経営	従業員等の健康保持・増進の取り組みが、将来的に企業の収益性等を高める投資であるとの考えの下、従業員等の健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に取り組むこと。健康経営の推進は、従業員の活力や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績や企業価値の向上につながると期待されている。(出典：経済産業省ホームページ)
*28	大阪府健康づくりアワード	大阪府域における自主的・主体的な健康づくり活動の奨励・普及を図るために、職場・企業等で活動を積極的に行っている事業所等を表彰する制度。平成27年度より実施。 (参考 URL) 平成30年度を受賞団体 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/award/index.html

No.	用語	解説
*29	健康づくり支援プラットフォーム	府民の健康づくり活動や国民健康保険被保険者の特定健診受診実績に対してポイントを付与し、獲得ポイントに応じた特典を設けることで健康づくり活動を促進する健康マイレージ事業、個人の健康情報の見える化、健診情報等のデータ分析による効果的な保健事業の実施などを行うための ICT を活用した基盤。 (参考 URL) おおさか健活マイレージ アスマイル http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/platform/asmile.html
*30	大阪重粒子線センター	大阪重粒子線センターでは、重粒子線の一つ、炭素イオン線を使用してがん医療を行っている。炭素イオン線の特徴は粒子が重いことで、X線や陽子線に比べ体内の線量分布に優れ、特に重要な正常組織を傷つけることなくがん治療が可能である。また、粒子が重いことで生物効果にも優れX線や陽子線では難治とされる腫瘍にも効果を発揮する。
*31	赤字解消・激変緩和措置計画	各市町村において、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入等（赤字）の解消と、保険料率等をはじめとする府内統一基準の実現に向けた激変緩和措置を定めた年次計画。計画期間は、平成 30 年度からの最長 6 年間となっている。
*32	大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議	「大阪府国民健康保険運営方針」に基づく、国民健康保険の運営にかかる施策や、課題の検討を行うため、大阪府、代表市町村及び国保連合会の 3 者で設置している会議。
*33	府繰入金	市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金の財源として、都道府県の一般会計から国保特別会計へ繰入るもの。一定の算式に基づいて繰入れる 1 号繰入金と、地域の特殊な事情に応じて活用するために繰入れる 2 号繰入金とがある。
*34	保険給付費等交付金	平成 30 年度から、保険給付に必要な費用の全てを都道府県が賄うことになり、保険給付を行う主体である市町村に対して府から支払われるもの。各市町村の保険給付等の費用として交付する普通交付金と、地域の特殊な事情に応じて交付する特別交付金とがある。

No.	用語	解説
*35	ギャンブル等依存症対策推進計画	ギャンブル等依存症対策基本法に基づき策定する、大阪府の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画。
*36	水道事業の基盤強化	将来にわたり、生活や産業活動に欠かせない水道事業の持続性を確保するために、適切な管理による健全な施設の保持、財政基盤の確保、技術力等を有する人材の育成・確保等を図ること。
*37	大阪府保健所環境衛生業務実施計画	数多くある営業関係施設に対して、重点的かつ効率的に監視・指導等を実施するための計画。健康医療部環境衛生課が年度ごとに策定する。
*38	大阪市違法民泊撲滅チーム	違法民泊施設の多い大阪市域において、法令遵守を促し、適法民泊へ誘導するとともに、無許可で営業する民泊施設を排除するためのチーム。大阪市長を委員長とし、中央区長、浪速区長、府・市関係部局長が委員として構成される。
*39	EMIS	EMIS（Emergency Medical Information System）は、災害時に医療機関のライフラインの稼動状況や、患者が一部の医療機関に集中していないか等の情報を収集・共有するシステム。
*40	災害医療協力病院	災害時に災害拠点病院や市町村災害医療センター等と協力し、重症・重篤患者を大きく上回る中等症患者を率先して受入れる医療機関のことをいう。大阪府地域防災計画においては、府内の救急告示病院について災害医療協力病院とすることが明記されている。
*41	災害医療コーディネーター	災害時に、大阪府及び保健所等（以下、「大阪府等」という。）が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、大阪府等における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うため、大阪府知事により委嘱された者。

No.	用語	解説
*42	DMAT	DMAT（災害派遣医療チーム：Disaster Medical Assistance Team）は、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。
*43	DPAT	DPAT（災害派遣精神医療チーム：Disaster Psychiatric Assistance Team）は、自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件等の集団災害の後、被災地域に入り、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う精神医療チーム。
*44	DHEAT	DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム：Disaster Health Emergency Assistance Team）は、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム。
*45	災害時小児周産期リエゾン	災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県に任命された者。
*46	先天性風しん症候群	風しんに免疫のない女性が妊娠初期に感染した場合、出生児に白内障、心疾患、難聴などの障がいを引き起こす可能性があり、この障がいを先天性風しん症候群と言う。
*47	抗体検査	細菌・ウイルスなどの病原体に対する抗体（ウイルスや細菌などが体内に入り込んだとき、そのたんぱく質に反応し、体から追い出すためにできる対抗物質）の有無や量を調べる検査で、少量の血液から麻疹・水疱瘡・百日咳・HIV などさまざまな感染症の抗体価を調べることが可能である。

No.	用語	解説
*48	chotCAST	「大阪検査相談・啓発・支援センター」の愛称（Communication hub of testing, counseling and support」の頭文字）。関西における HIV/AIDS 問題の総合的な解決に向け、HIV 感染症の問題に誰もが冷静に向き合い、HIV に感染された人々と周囲の人たちが助け合い、暮らしやすい社会環境をつくることを目的として設立。大阪府と大阪市が共同出資して、特定非営利活動法人 HIV と人権・情報センターと特定非営利活動法人 スマートらいふネットに委託し、平日夜間に通常検査、土日昼間に即日検査を実施している。